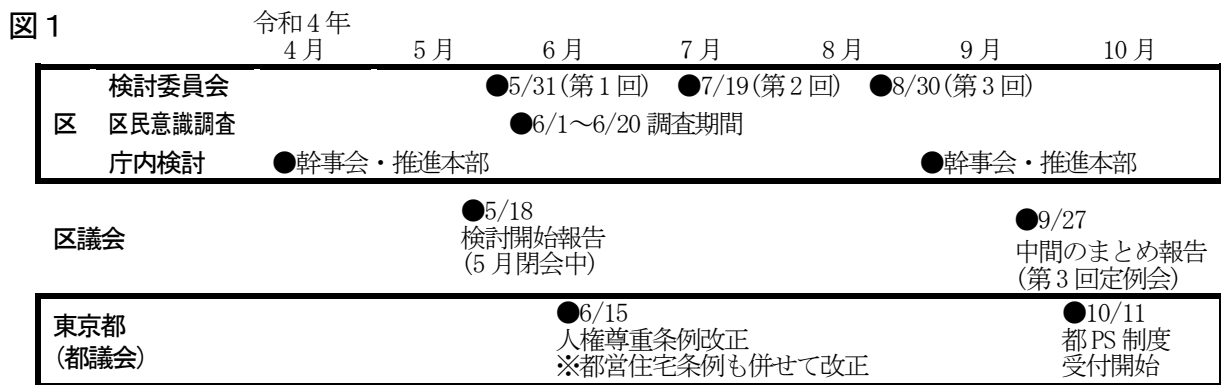


パートナーシップ制度の導入検討に係る対応方針～検討のまとめ～

区では、本年5月から、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書等を提出したカップル（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであるカップル等）に対して宣誓書受領証等を交付するパートナーシップ制度（以下「PS制度」という。）について、(1)「区独自PS制度」の導入と、東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「都PS制度」という。）の利用者に対する(2)「都PS制度受理証明書保有者への区民サービス」の提供について並行して検討を行ってきた。（図1参照）

これまで、検討委員会（項番3参照）や区民意識調査、本年11月に開始された都PS制度内容との整合等を踏まえた検討を行い、区としての対応方針を定めたので報告する。



1 対応方針

(1) 「区独自PS制度」は、導入を前提に進めていく。（※1）

【理由】

・「いたばしアクティブプラン2025」（以下「プラン」という。）で掲げる「めざす姿2」（※2）の実現に向けた施策を展開する上で、区独自PS制度の導入が、有用な推進手段となると期待できる。（D&I（※3）の推進、生活上の不便の軽減、差別・偏見・いじめのない社会等に向けた、より主体的できめこまかな取組の実現。）

・区民意識調査では、8割を超える区民から、都PS制度があっても区独自PS制度の導入に「賛成」「どちらかといえば賛成」との結果が出ており、検討委員会においても人権尊重の観点から導入推進に係る意見が多かった。

(※1) 「区独自PS制度の導入」とは、「(仮称)板橋区パートナーシップ宣誓制度」を創設することをいう。制度概要としては、区に対してパートナーシップ関係にある旨の宣誓書等を提出したカップルへ宣誓書受理証明書等を交付するものである。今後、対象要件や必要書類、申請の流れ等、宣誓・申請の方法等を決定していく。

(※2)

めざす姿	行動（施策の方向性）	施策
めざす姿2 多様性を活かし 合う豊かな 「成長社会」	行動7 ダイバーシティ& インクルージョンの理解促進	施策15 個の多様性に関する積極的な情報発信
		施策16 多様な人々の社会参画に向けた環境整備
	行動8 性的マイノリティへの支援	施策17 生活上の困難の解消
		施策18 相談体制の確立
		施策19 性の多様性に関する理解の促進

---

(※3) D&I (ダイバーシティ&インクルージョン) : 多様な人々を理解し、認め合い、活かすこと。

(2) 「都 PS 制度受理証明書保有者への区民サービス」は、提供に向けて取り組んでいく。(※4)

**【理由】**

・性的マイノリティの方々の生活上の不便の軽減等、暮らしやすさに関わり、プランの重点項目である「生活上の困難の解消」に繋がる。

## 2 今後の取組 (図2参照)

### (1) 区民サービス提供の拡大

現在、都から、都 PS 制度受理証明書保有者への区民サービス提供の検討依頼を受け、都 PS 制度や PS 制度先行導入自治体の活用事例等を随時全庁で情報共有している。

都 PS 制度受理証明書の区民サービスへの活用は、当事者の生活上の不便の軽減に直結することから、他自治体での活用対象事業を踏まえつつ、区独自 PS 制度運用開始後を見据えた幅広い内容となるよう努めていき、各事業で必要な規定整備等が整い次第、随時、活用を開始していく。

### (2) 区独自 PS 制度の創設

区独自 PS 制度の内容検討にあたっては、先行導入自治体における制度内容や利用状況、運用に関する課題、区民意識調査及び検討委員会における意見等も踏まえ、更に議論を深めていく。また、都 PS 制度運用開始後に都が発信する情報や利用者の声等も確認しながら、課題や要望が見受けられた場合には、それらを解決し、補完する内容についても検討しつつ、制度のスキームづくりを進めていく。

### (3) 都との連携

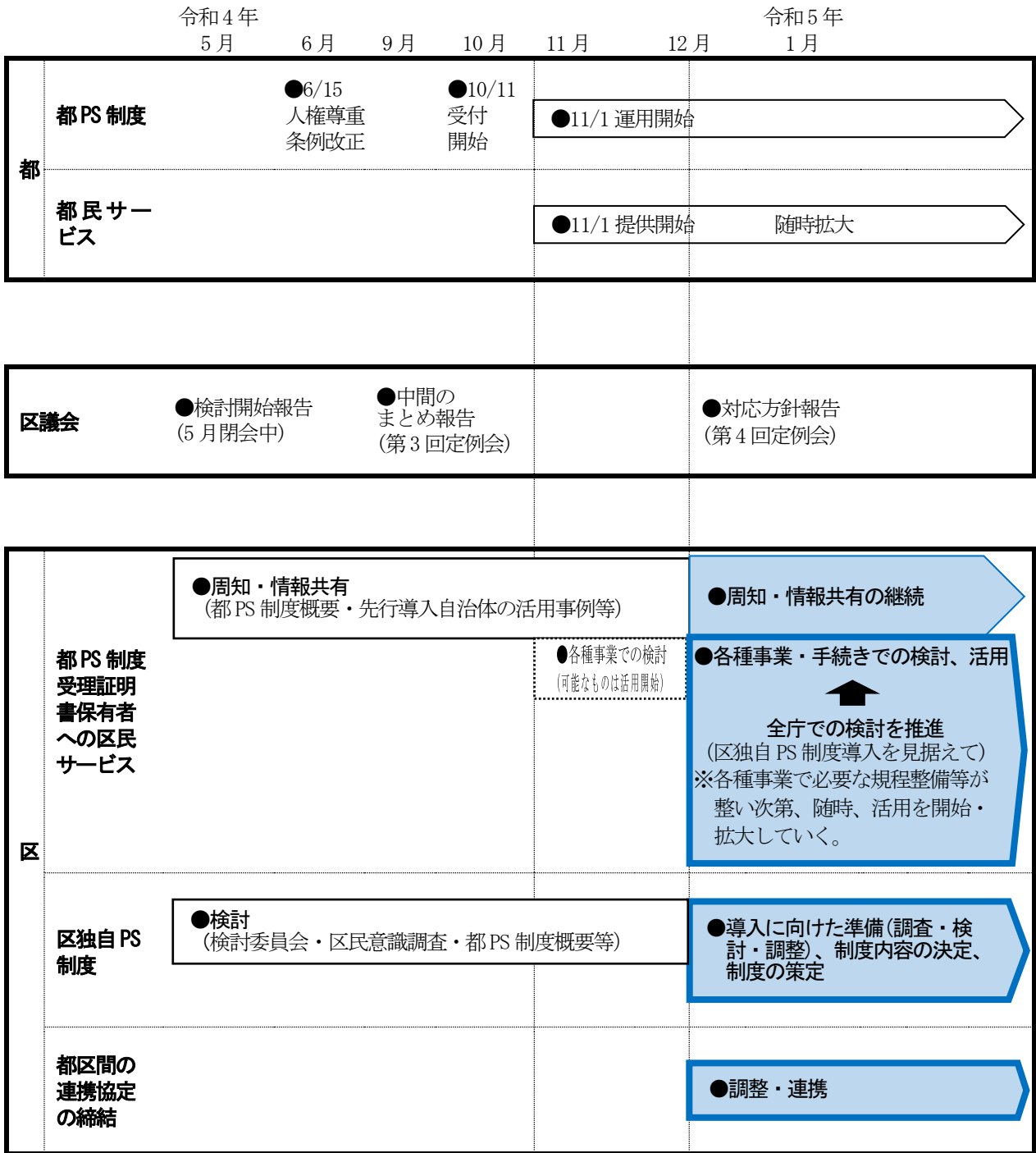
今後、区独自 PS 制度を導入するにあたり、都と区は、いずれの受理証明書を利用しても、都民サービスと区民サービスが不利益なく当事者へ提供されるよう、互いの受理証明書を自らが交付する証明書と同様に取り扱う連携協定を、具体的な都民サービス・区民サービスの項目を列挙した上で締結することとなる。よって、都と区で、PS 制度の要件や活用対象事業に相違があった場合にも、連携が順調に行われていくよう、先行導入自治体の連携状況を確認しながら、調整に取り組み、区独自 PS 制度の導入に合わせて「都区間の連携協定」を締結するよう調整する。

また、都と区の PS 制度が併存した中での区民・区内事業者の理解や活用の促進の手法について、先行導入自治体の状況を参考にしつつ検討し、都と連携を図っていく。

---

(※4) 「区民サービス」とは、区が所管するサービスのうち、窓口等で宣誓書受理証明書等を提示・提出することで受けることのできるサービスをいう (一部、提示・提出を要しないサービスもある)。区民サービスの提供に向けては、各事業において、提供可能なサービスを検討し、必要に応じた規定整備等を行う必要がある。なお、区民サービス提供の内容や範囲等は、各自治体で判断することから、都内自治体においても異なる。  
(東京都が提供する「都民サービス」とは、都営住宅や都立霊園といった都が所管するサービスをいう。)

図2



### 3 (参考) 検討委員会報告書 (詳細は別紙参照)

#### (1) 検討委員会の役割 (位置づけ)

検討委員会としての提言は受けず、各委員からの幅広い意見を収集するための会議体。

#### (2) 検討委員会における主な意見 (抜粋要約)

分類	発言者	内容
検討の進め方	d 委員	性的マイノリティの方も幸せになる権利はある。どうすればそれが叶うのかという視点で検討を進めていくべきである。
区独自 PS 制度導入	a 委員	必要としている人がいるのだから導入すべきである。不要な人がいるから導入しないというのは理由にならない。
区独自 PS 制度導入	b 委員	都 PS 制度と同様の PS 制度を導入するならば、区独自 PS 制度は導入せず支援施策推進要綱等を制定し、都の宣誓書受理証による区民サービス提供で十分である。
区独自 PS 制度導入	c 委員	区民のレズビアンカップルから「板橋区が PS 制度導入に向け取組んでいることを知り嬉しい」という声を聞いたことがある。すぐに導入してほしい。
区民サービスの提供	c 委員	性的マイノリティ当事者は、アウティングや偏見を不安に感じるため、役所の窓口に行くことに精神的負担を感じやすい。一つの窓口で手続きが済むと良い。
民間事業者への周知・働きかけ	b 委員	慣行を守る意識が強い業界では、パートナーシップ制度に関する理解が難しい傾向にあるかもしれない。区独自 PS 制度を導入する場合は、理解促進を積極的に図ることが大切だ。
区民意識調査	a 委員	区独自 PS 制度導入の有無に関わらず、区民意識調査によりニーズや期待が高いと判明した施策については、現場にフィードバックし、対応を進めていくことが区の説明責任を果たすことにつながる。
区民意識調査	c 委員	自宅への郵送調査、行政からの調査への回答は性的マイノリティ当事者にとってハードルが高い。同居する家族に当事者であることを知られたり、行政に当事者であることを知られたりすることを不安に感じるものである。当事者の割合が、東京都実施のオンライン調査より低いのはその影響を受けているからではないか。
区民意識調査	d 委員	調査の回答率が低いのは、周知不足だからではないだろうか。
区民意識調査	e 委員	区民意識調査の結果は、予想以上にポジティブな意見が多く、良い。

別紙

# 板橋区パートナーシップ制度検討委員会報告書

令和4年12月

板 橋 区



## はじめに

板橋区では、「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づく市町村行動計画として策定している「いたばしアクティブプラン 2025（令和3年3月策定）」において、めざす姿のひとつに「多様性を活かし合う豊かな『成長社会』」を掲げ、「行動（施策の方向性）」として「行動7 ダイバーシティ&インクルージョン<sup>1</sup>の理解促進」、「行動8 性的マイノリティ<sup>2</sup>への支援」を設定し、各種施策に取り組んでいます。

「行動8 性的マイノリティへの支援」における重点事業の一つとして、「パートナーシップ制度<sup>3</sup>の導入検討」を行っており、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と暮らしていくことを支援するために、パートナーシップ制度に関する調査・検討を進めています。その一環として、幅広い見地から意見を徴するため、板橋区パートナーシップ制度検討委員会を設置・開催しました。本書は、全3回の委員会において聴取した意見を「板橋区パートナーシップ制度検討委員会報告書」としてとりまとめたものです。

## 目次

1 開催実績	P 2
2 委員からの主な意見	P 3
3 委員名簿	P 10
4 板橋区パートナーシップ制度検討委員会設置要綱	P 11
5 参考 性的マイノリティ支援に関する取組実績	P 12

---

<sup>1</sup> ダイバーシティ&インクルージョン

人種、性別、年齢、身体的特徴等の多様な人々のあり方を、互いに理解し、認め合い、活かし合うこと。

<sup>2</sup> 性的マイノリティ

「性自認が生まれた時の身体的な性と一致していて、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々。

<sup>3</sup> パートナーシップ制度

互いを人生のパートナーであるとしてパートナーシップ宣誓書等を提出したカップル（一方又は双方が性的マイノリティのカップル）に対して、宣誓書受領証等を交付する制度。制度の詳細は自治体により異なる。

## 1 開催実績

開催日時	議題
令和4年5月31日（火） 13時00分から15時00分まで	1 東京都パートナーシップ宣誓制度（案）を踏まえた検討の方向性について 2 パートナーシップ制度に関する区民意識意向調査について 3 板橋区の性的マイノリティ支援施策について 4 東京都パートナーシップ宣誓制度（案）について 5 制度検討に係る板橋区の方向性について
令和4年7月19日（火） 15時00分から17時00分まで	1 板橋区パートナーシップ制度に関する調査結果について 2 東京都パートナーシップ宣誓制度（案）について 3 制度検討に係る板橋区の方向性について
令和4年8月30日（火） 18時30分から20時30分まで	1 パートナーシップ制度に関する調査報告について 2 パートナーシップ宣誓受理証明書の活用を検討する事務・事業について 3 パートナーシップ制度の導入検討状況に関する中間報告内容について

※ いずれの回も委員全員より意見聴取



## 2 委員からの主な意見（抜粋要約）

No.	発言者	分類	内容
1 - 1	d 委員	検討の進め方	性的マイノリティの方も幸せになる権利はある。どうすればそれが叶うのかという視点で検討を進めていくべきである。
2 - 1	b 委員	区独自 PS 制度 <sup>4</sup> 導入	便宜上、広域を網羅している都 PS 制度 <sup>5</sup> を選択する方が多いかもしれないが、区の姿勢を示すためにも区独自 PS 制度を導入した方が良いと思う。
2 - 2	a 委員	区独自 PS 制度導入	人権問題のため賛否の多数決の問題ではない。条例で区独自 PS 制度を導入すべきである。時間がかかるのであれば、まずは要綱を根拠規程として始めるべきである。
2 - 3	a 委員	区独自 PS 制度導入	必要としている人がいるのだから導入すべきである。不要な人がいるから導入しないというのは理由にならない。
2 - 4	c 委員	区独自 PS 制度導入	性的マイノリティ当事者でも PS 制度は不要という人もいる。同性での結婚が認められない社会で育ち、異性愛の人たちと同じようには将来のビジョンが持ちにくいことが影響しているからであり、PS 制度 <sup>6</sup> ができればロールモデルとなる人が出てきて、利用者はより増えていくのではないか。長期的な視点でみてほしい。

<sup>4</sup> 区独自 PS 制度

区が独自で導入するパートナーシップ制度の略称

<sup>5</sup> 都 PS 制度

東京都パートナーシップ宣誓制度の略称

<sup>6</sup> PS 制度

パートナーシップ制度の略称

No.	発言者	分類	内容
2-5	b 委員	区独自 PS 制度導入	都 PS 制度と同様の内容ならば、区独自 PS 制度は導入せず支援施策推進要綱等を制定し、都の宣誓書受理証による区民サービス提供で十分である。
2-6	c 委員	区独自 PS 制度導入	行政サービスや民間サービスを拡大するための根拠として区独自 PS 制度を導入した方が良い。
2-7	c 委員	区独自 PS 制度導入	条例による区独自 PS 制度の導入が最終的な目標である。区議会の承認を得るものが良いと思う。
2-8	c 委員	区独自 PS 制度導入	日本は変化してきている。導入が遅くなるほど、性的マイノリティ当事者は困ることになる。
2-9	a 委員	区独自 PS 制度導入	同性婚は認められていないが、PS 制度を導入することは、憲法 13 条、同 14 条を守ることにつながる。
2-10	c 委員	区独自 PS 制度導入	区民のレズビアンカップルから「板橋区が区独自 PS 制度導入に向け取組んでいることを知り嬉しい」という声を聞いたことがある。すぐに導入してほしい。
3-1	c 委員	区民サービスの提供	区独自 PS 制度の根拠規程は条例でなくても、区民サービスの提供が担保されていれば性的マイノリティ当事者が困ることはない。
3-2	c 委員	区民サービスの提供	都 PS 制度開始と同じタイミングではなくとも、都の宣誓書受理証により、いち早く区民サービスを提供できるようにするのが最低限のレベルである。

No.	発言者	分類	内容
3-3	a 委員	区民サービスの提供	規則等において、サービス対象者に関する記載で「親族」「遺族」という文言が入っていることが多いのではないかと。それらすべてについて、PS 制度による区民サービスの提供ができるかどうかを検討してほしい。
3-4	c 委員	区民サービスの提供	性的マイノリティ当事者は、アウティングや偏見を不安に感じるため、役所の窓口に行くことに精神的負担を感じやすい。一つの窓口で手続きが済むと良い。
4-1	b 委員	民間事業者への周知・働きかけ	慣行を守る意識が強い業界では、PS 制度に関する理解が難しい傾向にあるかもしれない。区独自 PS 制度を導入する場合は、理解促進を積極的に図ることが大切だ。
4-2	c 委員	民間事業者への周知・働きかけ	アメリカ合衆国のシアトルでは LGBTQ にフレンドリーな取組が多い。 性的マイノリティの方への正しい理解を持つ店・施設等をまとめたガイドブックを NPO 法人が作成・配布している。また、スターバックスを筆頭に多くの民間企業が、ヘイトクライムの被害者のために、通報後の一時避難場所を提供する「セーフ・プレイス・プログラム」を実施している。
5-1	a 委員	区民意識調査	区独自 PS 制度を導入するか否かに関わらず、区民意識調査によりニーズや期待が高いと判明した施策については、現場にフィードバックし、対応を進めていくことが区の説明責任を果たすことにつながる。

No.	発言者	分類	内容
5-2	c 委員	区民意識調査	自宅への郵送調査、行政からの調査への回答は性的マイノリティ当事者にとってハードルが高い。同居する家族や行政に性的マイノリティ当事者であると知られることを不安に感じるものである。性的マイノリティ当事者の割合が、東京都実施のオンライン調査より低いのはその影響を受けているからではないか。
5-3	d 委員	区民意識調査	調査の回答率が低いのは、周知不足だからではないだろうか。
5-4	d 委員	区民意識調査	区民意識調査では、本心に関わらず良心から「区独自 PS 制度導入に賛成と答えるべきだ」と回答する人がいるのではないか。
5-5	e 委員	区民意識調査	区民意識調査の結果は、予想以上にポジティブな意見が多く、良い。
5-6	b 委員	区民意識調査	区独自 PS 制度導入に反対する理由として「少子化につながる」という意見があるが、疑問に感じる。PS 制度は、誰もが暮らしやすい社会を目指した制度であり、明るい未来を描くことができ、終局的には子供も育てやすいと思える方向に働くだらう。性的マイノリティ当事者からの自由意見にも、「性的マイノリティのカップルでも子どもを育てられる制度が必要」とあり、PS 制度導入によって、性的マイノリティカップルが子どもを育てやすくなることが期待できるため、少子化による問題の解決策の一つと考える。

No.	発言者	分類	内容
5-7	c 委員	区民意識調査	PS 制度に関する取組・施策で評価できるものとして挙げられた「学校における多様な性に関する教育」が実施されれば、将来的に PS 制度の利用希望者も増えるのではないか。他にもマイノリティ当事者のための相談窓口の設置、広報等を実施・拡大するよう検討してほしい。
6-1	c 委員	その他	少子化については、性的マイノリティによる影響だという人もいるが、私はその意見について性的マイノリティ当事者に不平等であると感じる。
6-2	b 委員	その他	PS 制度＝事実婚という誤った認識をお持ちの方もいるかもしれない。PS 制度という言葉の認知度は低いのではないかな。
6-3	d 委員	その他	PS 制度の存在自体知らない区民が多いのではないかな。都内市区町村の PS 制度導入状況と、板橋区の現状を区民に周知すべきである。
6-4	a 委員	その他	学校における多様な性に関する教育に力を入れてほしい。生きづらさを抱えている子どもの希望になるし、性的マイノリティであることに関して悩む方の自殺率低下につながる。
6-5	a 委員	その他	今後、都 PS 制度の周知が始まる。これは性的マイノリティ意識啓発の良い機会になる。

No.	発言者	分類	内容
6-6	b 委員	その他	区独自 PS 制度を導入するか否かに関わらず、区としての姿勢を宣言することで偏見解消に向けてることが最善である。
6-7	c 委員	その他	トランスジェンダーの方で性別適合手術をきっかけに転職する方が多い。官公庁や企業において、性別適合手術を理由に傷病休暇の取得・見舞金の申請をできることを就業規則等にあえて明文化して、トランスジェンダーが働きやすい環境にしてほしい。
6-8	d 委員	その他	引越した時に不便でないように、PS 制度の内容・要件は全国一律であることが望ましい。
6-9	e 委員	その他	カミングアウトしたことで、家族から絶縁された性的マイノリティ当事者の話を、テレビで観たことがある。親へのセミナー等そのような方をサポートできる支援施策があると良い。

※ 区独自 PS 制度を導入する場合

No.	発言者	分類	内容
7-1	a 委員	対象者	区独自 PS 制度による区民サービスを享受できる方が増えるため、事実婚も含めて良いと思う。
7-2	c 委員	対象者	対象者が分かりにくいと使いづらいため、性別・性自認・性的指向は不問とし、シンプルにするのが一番良い。
7-3	e 委員	対象者	性的マイノリティのための支援施策であれば対象者は性的マイノリティ当事者のみで良いと思う。
7-4	e 委員	対象者	性適合手術を受けた方も PS 制度の対象になるのか、わかりにくいと思う。
8-1	a 委員	根拠規程	条例制定には時間がかかるため、条例を目指しつつも、まずは要綱を根拠規程として開始するのが良い。
9-1	a 委員	制度の種類	制度の種類について、パートナーシップ宣誓書を提出するか公正証書を提出するか、又はどちらも提出するか、個人が選択できる方が良い。
10-1	a 委員	保存期間	受領文書の保存期間を設けず永久保存とするのが、区のリスクマネジメントとしては良いと思う。
11-1	a 委員	解消時	解消時は証明書返還、死亡時は死亡日記載、不正発覚時は交付番号等を公表して、対象者の間口は広げるが運用は厳格にするという方法が良い。

### 3 委員名簿

(敬称略、五十音順)

役職	氏名	区分
板橋法曹会 弁護士	岡野 陽子	学識経験者又は有識者
日本大学危機管理学部 准教授	鈴木 秀洋	学識経験者又は有識者
公益社団法人 東京青年会議所 板橋区委員会	浪花 乙乃	地域団体の代表者
株式会社 JobRainbow 代表取締役	星 賢人	関係団体の代表者
板橋区町会連合会副会長	山家 正道	地域団体の代表者



#### 4 板橋区パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

##### 板橋区パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

(令和4年3月31日区長決定)

(設置)

第1条 性的マイノリティ支援のためのパートナーシップ制度の導入について検討するに当たり、幅広い見地からの意見を徴するため、板橋区パートナーシップ制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員5名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者又は有識者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域団体の代表者

(所掌事項)

第3条 検討委員会の委員は次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) パートナーシップ制度の導入に関すること。
- (2) その他パートナーシップ制度に関連すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から1年以内とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会は、総務部長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 総務部長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

4 総務部長は、やむを得ない事由により検討委員会を委員が直接面会する方法によって開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付した上で、書面による会議を開き、その意見を徴することができる。

(会議の公開)

第6条 付属機関等の会議の公開に関する基準（平成15年3月24日板企政第66号）第3の(3)により、会議は非公開とする。

(謝礼)

第7条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、総務部男女社会参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は、総務部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 5 参考 性的マイノリティ支援に関する取組実績

### (1) 講座・セミナー

開催日	会場	テーマ	参加者数
平成30年11月22日 " 26日	区役所本庁舎	LGBTセミナー	42人
令和元年11月27日	区役所本庁舎	LGBTと多様な人材活用～人材不足の時代を乗り越えるダイバーシティ経営～	18人
令和2年11月26日	区役所本庁舎	あなたの隣のLGBT	28人 202回*
令和4年2月10日	Zoom開催	トランスジェンダーのリアルな困りごと	21人 91回*

※ 回数は後日期間を限定して公開した動画再生回数

### (2) イベント（ダイバーシティフェア）

開催日	会場	内容
平成29年11月20日～24日	区役所本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性等に関するパネル展示</li> <li>・レインボーリボンストラップ配布</li> <li>・相談窓口周知資料配布</li> <li>・人権啓発DVD上映</li> <li>・ユニバーサルデザイン補装具展示</li> <li>・各種パンフレット等配布</li> </ul>
平成30年11月21日～30日		
令和元年11月20日～29日		
令和2年11月19日～27日		
令和4年2月7日～17日		

(3) 啓発冊子

発行時期	名称	内容
平成 24 年 9 月	男女平等推進センターだよりNo.17 特集「私は誰で、誰を愛するのだろうか」	・性同一性障害等の説明 ・性的マイノリティ当事者インタビュー
平成 30 年 3 月	LGBTから学ぶ「ダイバーシティ&インクルージョン」	・LGBTやSOGI等の説明 ・相談窓口の案内
令和 4 年 1 月	男女平等推進センターだよりNo.27 特集「カミングアウトされたらどうする？」	・子ども向け基礎知識 ・性的マイノリティ当事者インタビュー

(4) 職員向け啓発

① 勉強会

性的マイノリティに関する理解促進や性的マイノリティ支援事業の推進、また、普段の職務での活用を目的として、特別区女性政策主管課長会の主催（事務局：板橋区男女社会参画課）により、都職員、都内区市町村職員を対象に勉強会を開催。

開催日	会場	内容	参加者数
平成29年12月21日 【午前の部】 9:00~12:00 【午後の部】 14:00~17:00 ※午前・午後どちらも同一プログラムにて実施	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉	第一部 LGBT基礎知識（渋谷区） 第二部 各区施策事例と今後の課題 （1）文京区 （2）世田谷区 （3）渋谷区 第三部 その他情報提供と質問回答	【午前の部】 87人 【午後の部】 80人

## ② 性の多様性に関する職員ハンドブック

職員が多様な性に関する正しい知識を身につけ、窓口での接遇や職場の同僚への配慮等について共通の認識を持って各場面に対応することで、性的マイノリティ当事者の日常生活で抱える困難が解消される一助となることを目的として職員ハンドブックを作成。

## ③ 多様性の視点を踏まえた広報物作成ガイドライン

多様な家族像・女性像・男性像が社会に浸透していくよう、ポスター、チラシ、パンフレット、情報誌、報道発表資料等、区が発信するすべての情報を対象として、職員が広報物を作成する際の留意点をまとめたガイドラインを作成。

## (5) その他

### ① 相談業務

男女平等推進センター相談室にて、自分の性（性的指向・性自認）に関する悩み、家庭や学校・職場での生きづらさ等に関する相談を受け付けている。

### ② 区立中学校出前講座

区立中学校でのデートDV出前講座の中で、性の多様性に関する啓発を実施。

### ③ 学校防災連絡会

避難所運営に関わる地域の方や学校関係者に対して、性の多様性に関する啓発を実施し、配慮ある対応を依頼。

### ④ いたばし good balance 会社賞

ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な人材の活用に取り組む企業を表彰する「いたばし good balance 会社賞」の受賞企業選考にあたっての審査項目として、「ダイバーシティ&インクルージョンに関する取組」を設けるとともに、記入例の中で「性別を問わず使用できるトイレを設置している」、「LGBTに関する対応・基本方針（ガイドライン）を定めている」といった取組事例を示している。

### ⑤ レインボーリボンストラップ配布

男女社会参画課主催セミナー・イベント等にて、自分がアライ（支援者）であることを示すレインボーリボンストラップを配布。（過去配布実績：約 2970 個）